

事 務 連 絡
令和2年3月23日

各都道府県 保育対策総合支援事業費補助金 御担当者 様

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染拡大
防止対策に係る支援）に関する翌債手続等について

平素より、保育施策の推進につきまして、格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、標記支援に関するFAQ（令和2年3月12日時点版）を发出させていただきましたが、明日令和2年3月24日（火）に交付決定を行う予定であり、必要に応じて速やかに、管轄の財務局等と繰越（翌債）手続を行っていただく必要がございます。繰越（翌債）手続の事務委任を受けている都道府県におかれましては、管轄の財務局等と適正な手続を進めていただきますよう、お願いいたします。

また、事業実施主体である管内指定都市、中核市及び市区町村等への周知を滞りなく行い、事務手続に不備が生じないように、確認をお願いいたします。

記

1. 翌債手続について

事業完了が令和2年度となる場合は、各都道府県において各財務局等に対し、翌債手続を行っていただく必要がありますので、各財務局等に一報の上、「2. 翌債手続に係る提出書類」の例により書類を作成し、令和2年3月27日（金）までに各財務局に対して翌債手続を行ってください。

2. 翌債手続に係る提出書類

- (1) 翌年度にわたる債務負担の承認要求書※
 - (2) 翌年度にわたる債務負担の承認要求書（事項別内訳表）※
 - (3) 箇所別調書及び理由書（翌債承認に係る分）
別紙1のとおり
 - (4) 審査表
別紙2のとおり
- ※印は、官庁会計システム（ADAMS II）により作成。

3. 留意事項

上記2. の提出書類における別紙様式の作成に当たっては、当該様式で示した内容はあくまで記載例であるため、「繰越しガイドブック《改訂版》」（平成27年7月財務省主計局司計課）を十分確認し検討の上、各財務局等に対し協議いただくよう、お願いいたします。

各財務局等との協議に当たっては、別紙様式等により所管財務局等からの内諾を経た後にADAMSⅡにて承認申請を行ってください。

4. 市区町村及び事業者（保育所等）が行う必要がある事務手続

本補助金（保育対策総合支援事業費補助金）は、他の補助金と同様に、原則としてその年度内に支出を終わらなければならない性格のものですが、上記1. のとおり、事業完了が令和2年度となる場合は、翌債手続を経て、翌年度に繰り越して使用することができますので、年度内に一定の手続を行っていただくよう、お願いいたします。